



防犯こうち

NO 3

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

ゲームセンターの経営者(管理者)のみなさんへ

風俗営業法の適用を受ける理由は

ゲーム機賭博事犯や少年非行の温床となるおそれがあるゲームセンター等を風俗営業とすることにより、その健全化と業務の適正化を図ることを目的としています。

風俗営業法の許可が必要な営業は

射幸心をそそるおそれがある遊技やゲーム機により遊技させる場合

【対象となるゲーム機の例示】

スロットマシン、テレビゲーム、クレーンゲーム

ピンボールゲーム、デジタルダーツなどが

令和5年中【全国】

ゲーム機等使用賭博事犯
318人検挙される。

ゲームセンター等の行政処分
53件

最近の違反

大阪府で高額な物品やアダルトグッズをクレーンゲームの景品として提供した経営者を逮捕(令和5年2月)

少年の客の
立入規制

●法の規制

午後10時～午前6時の間、18歳未満の者を客として立ち入らせることは禁止

●高知県条例の規制

午後6時～午後10時の間、16歳未満の者を客として立ち入らせる場合は保護者同伴

経営者・管理者の皆さんは、法知識を習得して、適正な営業をお願いします！
当協会では、「18歳未満立入禁止」の札を無償で配付しています。